

東寺領庄園と東寺

——古文書からみた年貢輸送の実態——

橋 本 初 子

一 はじめに

本稿は第二八回大会の共同課題「情報・交通の歴史地理」の一環として、京都府立総合資料館架蔵の「東寺百合文書」を用い、京都の領家東寺と地方の東寺領庄園(じ)との間に展開された年貢輸送について、主としてその交通路と交通現象の実態を考察したものである。今回はその対象として、伊予国弓削島庄(愛媛県越智郡弓削町)・播磨国矢野庄(兵庫県相生市)・若狭国太良庄(福井県遠敷郡)・備中国新見庄(岡山県新見市)・大和国平野殿庄(奈良県平群町)の五箇庄園をとりあげた。今日に伝来した古文書群中より、これら東寺領庄園の関係文書を扱い、それらの文書を組み合わせて中世の年貢輸送の実際を再現することにより、どのような人が、どのような物資を、どのような手段によって、どこをどう通るかその地点と道筋、海路か陸路か、それに費した日数と経費、これらについて実証的にあきらかにしようという研究の、本稿は、その第一段階の報告である。「東寺百合文書」にたいする調査計画および調査項目については、足利健亮氏・橋本の共同作業で行ない、それを大会において報告した。本稿では足利氏が地図

を作成、橋本が共同調査作業の報告として、文書の史料操作に関する基本的なまとめをした。

二 東寺百合文書について

東寺(教王護国寺ともいう。京都市南区九条町一番地)に伝来した古文書は、大きくわけて東寺現蔵の「東寺文書」(2)と、もと東寺に伝来し、現在京都大学に保管される「教王護国寺文書」(3)、そして本稿にとりあげる「東寺百合文書」(4)の三つの文書群がある。このうち量的にもっとも多く、その総数二万点に及ぶ「東寺百合文書」は、昭和四十二年に文化財保護の目的から、京都府へ譲渡され京都府立総合資料館が架蔵するところとなった。その全文書は、同館編『東寺百合文書目録』全五冊に紹介されている。昭和五五年一月よりこの文書は学術史料として全面公開され、今日におよんでいる。東寺に伝来したこの一群の文書が「百合文書」といわれるのは、江戸時代貞享二年(一六八五)一月に、加賀前田家五代目の藩主前田綱紀が、東寺へ寄進した百個の桐箱(合)に由来している。現在この箱は九四箱あり片仮名(四八箱)・平仮名(四六箱)の、いろは字類別の箱の呼称が付されている。時代的には、古くは奈良時代天平期(年号一部欠失)の文書である「讃岐国山田郡司牒案」(5)(ル函一号)から、近くは江戸時代宝永八年(一七一)の「後七日御修法請僧交名」(6)(ろ函一〇号)まで、九五〇年間の文書である。形態的には、百合の桐箱に収納替えされたほかには、伝来の途中において修補の手が加わらず、全文書が作成(発給)された当初の原形をとどめていること、文書の様式からみても、史料的にたがいに補充しあう関連文書の様式が、多種多様に丁寧に伝わっていることが大きな特徴である。庄園の文書に関しては、七条院領・室町院領をはじめとして、東寺領庄園およびそれらの庄園とかかわりあった庄園も含めて、実質的に七四箇庄園(7)の文書があり、「東寺百合文書」

は庄園研究の宝庫である。京都府所蔵となつてからの総合資料館における調査の過程で、東京大学史料編纂所架蔵の影写本にも入っていない、新出の文書五五三四点が発見されている。なお、本稿における「東寺百合文書」を典拠とする文書の史料表記は、すべて『東寺百合文書目録』に拠り、函と文書番号を記載した。

三 庄園関係文書について

東寺領庄園は、平安時代から室町時代までの間に、約七〇余の庄園の成立をみている。これを地図に点ずれば、北は茨城県（常陸国信太庄）から南は熊本県（肥後国鹿子木庄）にまで及ぶ。しかし、領家としての東寺が、各庄園にたいしてもつていた権利は様々であり、それが文書伝存状況の精粗となつて、具体的にあらわれている。ほとんど名前をのこすだけの庄園から、本稿に取りあげた五箇庄園（前述）のように、県市町村史の史料集の大部な一冊を構成するほど、質・量ともにまとまつて関係文書が伝来している庄園もある。

これらの文書にもとづき、庄園から京都（領家）までの年貢輸送の文書を抽出するについて、まず、その土台となる庄園文書の形式・機能・効力等をみると、およそつぎのように大別することができる。

(一) 庄園成立に関する文書

東寺領庄園の大半が、いわゆる寄進地系庄園といわれる性格の庄園であるところから、天皇（上皇）・皇族・公家・武家からの寄進に関する文書がある。それとともに、寄進によつてその庄園から東寺が獲得した権利の根拠となる公証公驗（四至傍示等立庄時の官省符）の文書が、寄進者より東寺に施入されるので、これらの文書によつて、その庄園の開発以来の伝領経過を遡つて考察することができる。さらに、東寺が得た庄園の権利を、朝廷や幕府という上

級権力によって認許・保証される知行安堵の文書もある。したがって文書の種類からいえば、庄園の成立に関して、東寺への寄進状・寄進庄園の伝領経過等を示す根本公驗類、および東寺の領有を認めた院宣・綸旨・武家御教書等が揃って伝来している。「東寺百合文書」の場合、本稿に紹介する五箇庄園のほかに、山城国拝師庄⁽⁸⁾、摂津国垂水庄⁽⁹⁾、大和国檜牧庄の關係文書⁽¹⁰⁾が、そのよき伝存例である。

(二) 庄園への課役に関する文書

具体的な東寺から各庄園の年貢・公事等の賦課については次節に述べるが、領家東寺に課せられた、伊勢神宮造替のための役夫工米や朝廷の大嘗会に関する課役等の文書、あるいは室町幕府が課した段銭・棟別銭・洛中地口銭等の賦課に関する文書がある。しかし、東寺側には、これら勅役・国役・武家役等を免除される特権が保証されており、伝来の文書としては、むしろこれら課役の免除手続等を具体的に伺い知る文書がのこっている。

(三) 庄園の相論に関する文書

中世において、公家の雑訴・武家の引付方・検非違使庁裁にかかわった場合、勝訴すれば、相手方(敵方)の文書も含めて、当該裁判関係の文書がすべて勝訴した方に渡される慣習であった。東寺が当事者となり、隣接の他家領との裁判に勝訴したとき、訴陳交番から裁許執行にいたるまで、その一件文書が一括して東寺側に伝来している⁽¹¹⁾。多くの場合、刈田狼籍(作稻を収獲直前に盗取ること)・年貢押領・所職等の伝領妨害をめぐるトラブルに関する文書であるが、近衛家領梅津庄の文書が「東寺百合文書」に伝えているのは、この例である。また、領知権の分半である和与に関する場合も、伊予国弓削島庄の鎌倉時代末期の例には、下地中分(地頭と領家)の結果をあらわす差図⁽¹²⁾まで伝来している。

(四) 東寺の庄園支配に関する文書

- ① 庄官の補任 領家東寺が下した補任状と補任された庄官が、領家にたいし職務遂行を誓約した請文。請文の誓約事項にあらわれた職務内容は、領家の支配内容そのものである。
- ② 朝廷や幕府から、領家東寺へ出された命令の下達に関する文書。
- ③ 年貢・公事の賦課収納に関する文書 年貢の額(斗代)や公事の種類(物・人夫役等)を定めた文書、庄園からの年貢送進に関する文書、未進の報告、そして庄園別に作成された年貢の収支決算をした算用状(散用状)がある。
- ④ 年貢・公事にもとづく寺院運営の文書 寺内における法会・行事の運営に関する文書である年貢支配状(予算書)。寺内の経済組織別の収支決算をした、五方算用状⁽¹³⁾、浮足方算用状⁽¹⁴⁾、造管方算用状⁽¹⁵⁾、仏事方算用状⁽¹⁶⁾は、領家東寺が庄園から送られてきた年貢・公事を、寺内運営に資する場合の経済構造を把握できるいわゆる帳簿型の文書である。
- ⑤ 庄園現地からの申状(訴状)等 これらの申状には、風水旱損による減収のため年貢納入についてその減免を訴えた文書や庄官の罷免を領家に訴えたもの。とくに後者の場合、名主・百姓が連署した「惣」の団結をあらわす文書がある。「東寺百合文書」には、若狭国太良庄・播磨国矢野庄・備中国新見庄に、この例がみられる⁽¹⁷⁾。
- ⑥ 庄官からの注進状・書状 庄官からの現地報告、太良庄における聖宴・定宴(鎌倉時代中期)や弓削島庄の栄実や承管(同前)、そして備中国新見庄三職(公文・追捕使・田所、室町時代中期)のように、すでに庄園研究者の間で有名な庄官も多く、これらの庄官の現地報告には生々しい庄園の状況が看取できる。

⑦ 絵図・地図・差図 「東寺百合文書」には垂水庄差図⁽¹⁸⁾のように、条里図上の要所々に水流(路)、寺社、建造物、樹木を描き入れた絵図や前記弓削島の和与差図、そして桂川用水差図⁽¹⁹⁾のような用水路の図がある。また、新見庄政所屋差図⁽²⁰⁾のように、中世庄園の家屋敷図も伝わっている。

以上が「東寺百合文書」の文書群に、庄園文書というモノサシを宛てた場合の各文書伝存例のあらましであるが、これらの文書が、寺内において実際に活用されたその軌跡を側面から証明する文書もある。これは「引付」⁽²¹⁾（引付けて照合する意味）といわれ、南北朝期から東寺々僧による自治組織の評定記録である。供僧方、学衆方というように、寺内組織別に作成されている。記録とはいえ、主観的な個人の日記ではなく、年毎の各部当番僧(年預)が、評定の集(衆)議を記録したもので、むしろ文書により近い存在であり、ちょうど文書と記録の中間に位置するもの⁽²²⁾である。そして前述した各文書相互の動きが、この引付によって領家の内側から如実に証明される。

年貢輸送の実態を把握するについて、我々は庄園現地から京都東寺までの輸送の段取りどおりに文書をならべてみて、それら文書どうしの相関関係を、できるかぎり中世の実態に近づけるよう努力している。古文書を一通ずつ単発でみることも、たしかに重要であるが、たとえば命令の伝達、訴訟の過程、官職の推挙補任のように、その一件に関する文書をなるべく多く集めて、それぞれにその全貌がみわたせるよう、時代順あるいは事実関係や手続の段階順にしたがい、その経過を追って文書をならべながら、それをひとつの文書の「かたまり」として取り扱おうとするのである。本稿にいうならば、年貢輸送に関するひとつかたまりの文書として、輸送の過程を考察したならば、一通ずつの文言(文書の内容)から判断するよりも、一層密度の高い成果が得られないだろうか。我々がかかる観点に立ち、今日に伝来している古文書——「東寺百合文書」——から、中世における年貢輸送の実態を知ろうとするのである。本稿で

は、その文書の集約・分析の方法の一端を報告するものである。

四 年貢輸送の文書について

京都の領家東寺と庄園の現地との間の紐帯は、実質的に「年貢」であろう。しかしその間に動いた文書から、その実質は年貢を具体的にみるとすれば、まず、年貢納入の義務を履行する庄園の所務担当者、すなわち庄官の補任状にあらわれている。本稿に取りあげた五箇庄園を含めて、一般に東寺領庄園のような寄進地系庄園の所職の体系は、本家―領家または預所―下司―公文という図式である。前記五箇庄園の場合、庄園現地の庄務の権能が領家東寺の手にあり、預所以下の庄官の任免は東寺が行なっているし、庄官の権限の宛行も東寺が行なっている。図1は、弓削島庄の定喜法橋を預所に補した時の補任状である。庄官諸職の補任状は庄官の交替の度毎に、そのつど出されている。補任状の文言には、庄官として領家にたいする義務（年貢）が命じられているから、もし一箇庄園について、庄官の補任状・宛行状を編年にならべることができれば、各世代の所務（年貢催徴・納入）の変遷が掌握されよう。

補任された庄官が領家に差出す請文（誓約書）は、年貢の額・納入の期日・輸送の手段を箇条書に列挙し、それぞれの職務の忠実なる履行を誓約している。さらに、庄務が代官請負制の場合には、任料をとって任命し、年貢は年数を限り年々一定額年貢を請負わせ、そのかわりにその代官に一定の代官得分（給与）を与える。このとき、代官は領家と契約をかわすので、その代官職契約状によって、年貢納入の状況が一層はつきりするはずである。

年貢徴収の第一線となる庄官（代官）の任命がおわると、領家は年貢・公事以下各種納入物の取取の実行に庄務権執行をする。このとき作成される文書を、その手続にしたがってあげると、まず、年貢・公事の注文類（徴符・催促

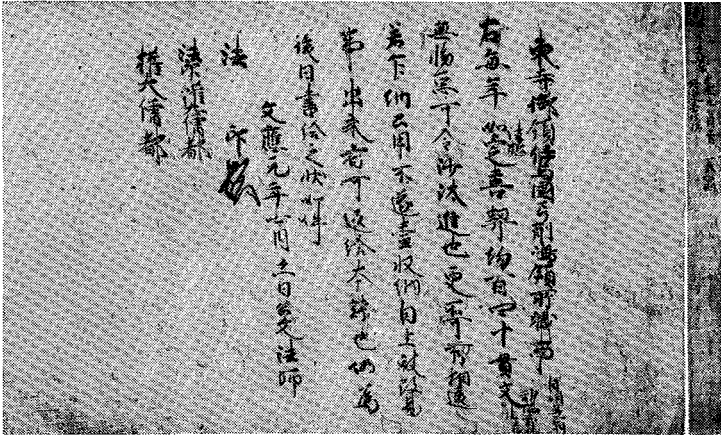


図1 弓削島庄預所職補任状案（京都府立総合資料館蔵）

状)である。これは年毎に庄園から領家へ収納する年貢以下の種類(品目)、賦課基準を領家側が決定し、それを庄官に告知する文書である。

つきには庄園から領家への各種年貢・公事物の送進状がある(図3)。送進状には、基本的には送り届ける年貢以下の額・量と、輸送途中の経費および担当者(庄官の場合、現地の名主百姓の場合、後述)が記載されているが、そのほかに、送進に要する費用を控除分として記載している。たとえば陸上輸送の「車力」、運送人夫賃の「加兵土米」や海上輸送された年貢の荷上げ港の必要経費「淀津定」まで記入されている場合もある。この年貢送進状の発給責任者は、現地の庄官(図3の預所・公文)と、領家から派遣された使者(同、御使)である。

庄園から領家へ輸送された年貢以下については、領家が年貢を請取ったことを現地へ伝える領家の年貢請取状がある。この場合、領家に伝来した「東寺百合文書」に伝存している請取状は、すべて案文である。ときにはこの案文に「請取正文園下之」(23)とあるように、正文は現地へ送られているのである。

院運営費の計算書(配分書)である。そして、

つきには、領家が請取った年貢を配分する支配状がある。これは寺領家に納められた年貢を年々に収支決算した算用状がある。いわゆる

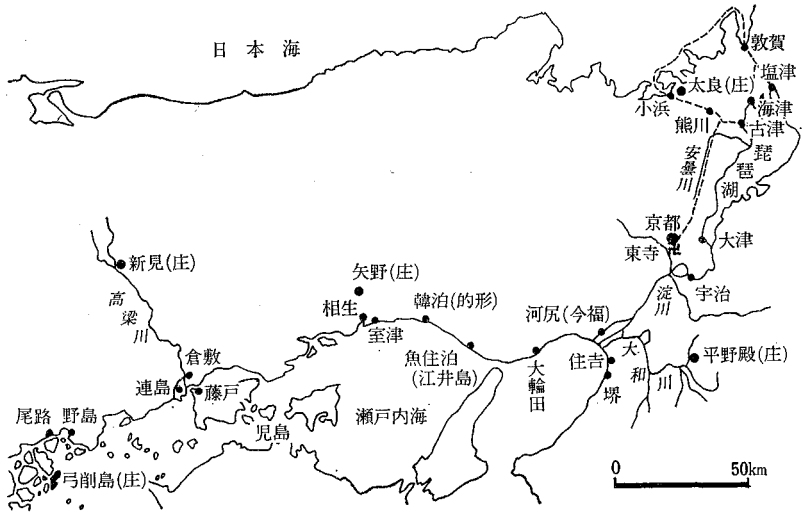


図2 本稿に取扱う五箇庄園の位置関係図

年貢算用状であるが、散用状とも記し、一年間の年貢以下、
 収納すべき基本額と水害やひでり・虫くいなどの損害分(損
 免)、荒地など作付しなかつた分(荒不作分)、そして用水の
 管理費や耕作地の排水に要する経費(井料)、および庄園に
 ある寺社の料田分というように必要経費を書きあげる。さら
 に総高から必要額(控除分)を差し引き、現納分・未進分を
 記載した年貢の総決算書といえる。これによって、はじめて
 当該年度の年貢が、庄園からたしかに輸送され、領家に収納
 されたことを確認することができるのである。

本稿に取扱っている年貢輸送の費用等は、算用状の除分、
 すなわち領家に納入しない現地での必要経費中に記載されて
 いる。たとえば、後述する弓削島庄の場合のように、貞和年
 間(一三四五〇)の算用状の除分に、「運賃・雑事代」・
 「船賃」・「兩使尾道居住間雑事料」・「野島酒肴料」というよ
 うに、年貢を海上輸送するための諸経費が記載されているの
 である。なお、未進分(滞納分)の年貢については、「定使」
 や「御使」(領家東寺から下向した)が、これを書きあげた未

進報告書（未進年貢注文）を作成するのである。

以上の文書および文書のつながりが、本稿に扱う年貢輸送の基本的な手続を示す文書であるが、これらはきわめて公的であり、図式的である。こうした点（文書）と線（文書どうしの相関関係）を、一層肉付けする文書がある。それが庄官の注進状・書状の類である。注進状や書状を扱っていて注目すべきことは、その端裏書や封紙に、うけとった東寺側において記入した注進状・書状の到来年月日である²⁴。すなわち発信の日付と京都東寺到着の日付から、その間の日数をついやして庄園から京都へ届いたことが判明するわけである。年貢押領の訴えや年貢輸送上のトラブルに関する訴出の注進状や報告の書状を丁寧に読み上述の点（文書）と線（文書どうしの関係）の上に、これらの情報を盛り込むことによって、従来の古文書の歴史の見解をもう一段ひろげて、地図上に歴史的空間を構成することができたのである。

このように領家東寺に伝来した古文書群―「東寺百合文書」―から、年貢輸送の史料を得る手段として、領家（京都東寺）と庄園の間に働いた文書のかたまりを構成し、それらの文書どうしの相関関係から、年貢輸送の手続きを知る方法を紹介した。以下、本稿に取りあげた五箇庄園について、「東寺百合文書」から得られる具体的な年貢輸送の文書を紹介する。

五 年貢輸送の実態

(一) 伊予国弓削島庄²⁵の場合

瀬戸内海の芸予諸島の一郭に位置するこの庄園（島）は、建礼門院御乳母従三位藤原綱子の養母源氏女尼真性が相

伝領掌した所領であったが、承安元年（一一七一）綱子に譲渡され⁽²⁶⁾、のち後白河院の皇女宣陽門院領となり、延応元年（一二三九）に宣陽門院より寄進され東寺領となった。本田三町三反余のほかに、島・塩浜がある。延応寄進以前の文書が、東寺関係文書に入っていると、施入時における東寺のこの庄にたいする権利は、領家の権利を一括して施入されたものである。宣陽門院は仁和寺菩提院僧正行遍を通じて、弘法大師空海への帰依厚く、行遍の門跡にたいして、この庄園の相伝知行を定められたが、東寺では「不定伝領之仁 不混寺家本領 一向為新補供僧供料地」⁽²⁷⁾として管領した。東寺領となった弓削島庄には、すでに地頭がいたので、乾元二年（一一三〇三）にいたって、東寺と地頭との間に下地中分が行なわれた⁽²⁸⁾結果、島は三分の二領家方、三分の一地頭方に分けられ、南北朝期までこの体制は続いた。しかし、康正二年（一一四五六）には、「弓削島事 自往古東寺領之処 近年有名無実」⁽²⁹⁾になっている。

弓削島庄が「塩の庄園」といわれたように年貢の中心は塩であった。延応元年作成の年貢所当等注文（年貢の一覧表、と鹵三号）⁽³⁰⁾によれば、年貢の筆頭は塩、そして白干の鯛、あま塩の鯛、蠣桶、葛粉、荒布が主たる年貢である。田三町三反半については「但、かの斗代不知候」とあり、斗代（年貢額）がわからないほど重要視されていないかった。

年貢の塩を送るについては、図3のような送進状が作成された。送進状は、現地弓削島庄の預所・公文と、京都東寺から下向した定使（御使）が連署している。図3の送進状による輸送の場合、七月二五日に作成した送進状の端裏書の到来年月日が八月二七日となっているので、このときは、弓削島から京都まで一箇月かかっている。また同端裏書に「雑掌先進方立用分」とあるように、この場合は、雑掌が納入塩分の銭を先に東寺に納入し、この送進状に記さ

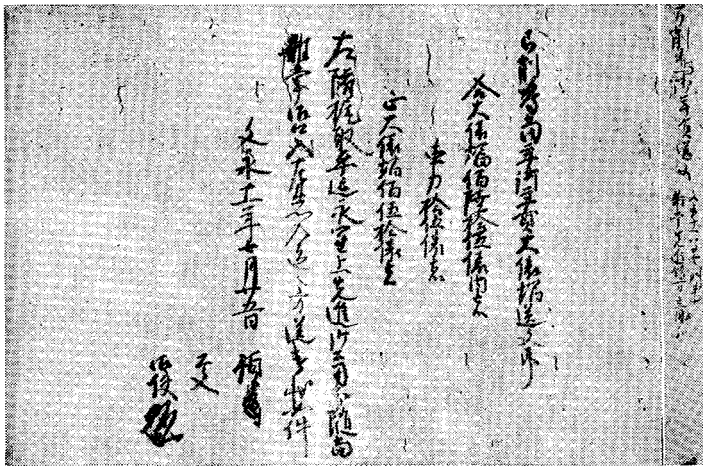


図3 弓削島庄年貢送進状（京都府立総合資料館蔵）

れた一五〇俵の塩を京着後銭にかえ、雑掌に銭を融通した左衛門入道方に返還する塩であったと考えられる。弓削島にも問丸がおり、京都には七条坊門に塩屋商人がいた。つぎの文書は、鎌倉時代後期の問丸の申詞(31)（伝達文）である。

正應五年十月十四日弓削嶋問丸来申云 去年弓削御年貢 去正
月十日之比 淀二間渡北橋端ニ着候 備後弥源氏付之云々 而俵
数百九十 直銭一俵別ニ貳百文云々 七条坊門塩屋商人賣取之
經兩三日之後 直銭一俵別四百文賣之由申之

送進状の端裏書に「寺納分」と書かれている場合は、塩のままそっくり東寺の庫に収めたのであろう。その場合「車力拾五俵」とあり、これは淀津に荷上げされてのち、鳥羽の車力によって運送されたときの京中運賃である(32)。たいていの場合、年貢塩総量の一分ほどが「車力」賃であった。淀津の荷上げについては、「徳治二年貢季引付」(33)によれば、

年貢運上之時 淀津之煩無之様 兼能々可致沙汰之由 可令下
知預所之由事

が、供僧の間で評議されている。そして、それらの煩を避けるために、「等符可有用意」(34)ことが、各年貢船に言い

渡されている。かかる送進状は、月別にみると毎年七月から一二月に集中し、もっとも多い月は九月である。

塩の輸送にあたったのは、送進状に「付梶取」とある梶取⁽³⁵⁾である。三八通の現存の送進状から一三人が検出されるが、そのうちあきらかに当庄の名主である者が四名、のこり九名については、名主と同等の庄民であろうと推定される。年貢輸送の船については、その構造や大きさに関する文書は伝わっていないが、「一遍上人絵伝」（歓喜光寺本）には、一遍に殉死する入水衆を描いた場面（第二二巻）に、瀬戸内海を行く一本帆柱の船が描かれている。これが中世における瀬戸内海の年貢輸送船であろう。元亨四年（一三二四）の年貢輸送の際、「播磨なたにて百余艘船逢大風候皆方々の御年貢米塩 皆ぬらして候」⁽³⁶⁾とあるところから、このような船一〇〇余艘が船団をなして航行していたらしい。

航路に関しては、文書にはそれほど詳しくは記されていないが、算用状によれば、東寺から島へ下向する定使（御使）が尾路（尾道）に逗留して弓削島へ渡る便船を待っている（尾路逗留分）、年貢を積んだ船もいちおう島を出てから船首を北に向け、尾道・鞆を経て播磨灘へ出たものと思われる。時代は下るが、文安二年（一四四五）「兵庫北関入船帳」には、弓削島船籍の船が二六回入関しているので、おそらく中世を通して、兵庫関を経由していたのであろう⁽³⁷⁾。また、南北朝期の算用状に「野島酒肴料」とあり、これは海賊ともいわれた初期の村上水軍（能島方）であるが、貞和四・五年頃、彼等に酒肴料が平均一貫五百文支払われていた。そして京都より定使入島に際して警固させていたのである。

約一箇月の日々をかけて、塩の庄園弓削島から東寺へ収納された塩は、寺内において供僧達に支給された。前述した文永十一年（一二七四）の寺納分の場合、梶取永延が運んだ五七俵六斗の塩は、五四俵八斗が現物で支給され、の

こり三俵四斗八舛は、代錢一七〇文に換金された。塩支給の内訳は、供僧一九人に人別二俵宛支給、そのこりは三人人と公文に人別一俵宛、預以下一人の下級僧に人別三斗二舛宛支給された。

(二) 播磨国矢野庄⁽³⁹⁾の場合

平安時代中期に赤穂郡司秦為辰が開発し、保延三年(一一三七)に庄号がたてられた。領家職は藤原長房を経て、その女美福門院に伝領され、以後皇室領として八条院・安嘉門院・龜山上皇・後宇多上皇に伝わり、正和二年(一一三三)後宇多上皇より同庄例名領家職を東寺へ寄進⁽³⁹⁾、さらに文保元年(一一三一七)同庄浦分領家職が東寺へ寄進された⁽⁴⁰⁾。例名は東寺領となる以前の永仁六年(一一九八)に領家雑掌と地頭の間で中分を行なっているのが、東寺が上皇の寄進により所領としたのは、下地中分の結果一円地となった西方領家分⁽⁴¹⁾である。寺内では、供僧・学衆により知行されたが、観応二年(一一五一)にはさらに折半し、例名は供僧方・学衆方に分けられた。この頃の年貢は、双方それぞれ一二〇石前後であったが、文安元年(一一四四)には一九石余となり、永正・大永の頃(一一五〇四〜二八)には実質的に消滅した。

矢野庄の年貢に関する文書は、まず年貢徴収の台帳⁽⁴²⁾にあたる斗代定帳がある。これには面積・田品(收穫高別の田地等級)と田品に応じた年貢米額と、それを各名ごとに集計した帳簿文書である。これによって矢野庄の年貢の規模を知ることができる。この斗代定帳に基づき、各名主あてに年貢納入を命じた文書が斗代定文⁽⁴³⁾である。この文書は、たいていの庄園の場合、名主職補任状で出される年貢納入命令が、矢野庄の場合だけは斗代定下文で出されているのである。文書の形式は、前述斗代定帳に記された田畠の所在地・面積・田品・年貢の額(年貢高)が記され、その宛所は名主である。こうした斗定下文は、領家東寺から矢野庄全庄の名主に、同一日付でいっせいに送られ

たものと考えられるが、現在、暦応二年（一三三九）八月二五日付、貞和二年（一三四六）四月一〇日付のもの、
 案文も含めて四通伝わっている。年間の年貢米を集計した文書が、斗代定目録⁽⁴⁴⁾である、矢野庄の年貢散用状の初
 見は、貞和二年（一三四六）であるが、前述斗代定目録を継承したものであることは、年貢額が同じであるところか
 ら証明される。

矢野庄の年貢米は、現地における和市によって銭に替えられ、京進される。算用状⁽⁴⁵⁾からは年間数回に及ぶ年貢
 銭の京進の額および運送に当る夫賃（人夫賃）が、庄園現地の必要経費（国下用）として記載されている。就中、庄
 下の検地に下向する領家の上使について、その滞在費も国下用であった。

年貢の送進には、そのつど年貢あるいは公事銭の送進状が出された。輸送に関しては、貞和四年（一三四八）の学
 衆方の評定において、「明年必以船可運送由可下知事」が決められているように、室津から船を出し、さきの弓削島
 からの塩の輸送と同じ航路をたどったものと考えられる。

(三) 若狭国太良庄⁽⁴⁶⁾の場合

この庄は、仁治元年（一二四〇）仁和寺の道如法親王より東寺へ寄進された⁽⁴⁷⁾。本家として歓喜寿院をいただ
 き、東寺が得た権利は領家職で、その管領は供僧中にまかされた。地頭職は若狭氏が帯していたが、正安四年（一三
 〇二）頃、いちじ得宗家の御内御領であったこともあった。幕府滅亡後、後醍醐天皇より地頭職は東寺へ寄進さ
 れ⁽⁴⁸⁾、以来、領家・地頭両職ともに東寺が管領する一円寺領となった。

太良庄からの年貢は、建長六年（一二五四）の目録⁽⁴⁹⁾によれば、年貢一八六石余、糸・綿・上美布・四節匂雑菓
 子・大豆等の雑物と、収納勘料代銭一貫文である。糸・綿等の雑物は、鎌倉時代末期にいたっても、京都へ送られて

いた。現在、その当時の送進状⁽⁵⁰⁾がのこっている。

庄園研究上、有名な庄官であった真行房定宴について、「東寺百合文書」には、定宴が若狭国太良庄預所として年貢佃大豆の納入を誓約した請文⁽⁵¹⁾をはじめ、年貢輸送・庄官補任および京都六波羅で行なわれた訴訟のことなど、定宴自身が京都の東寺へ様々な報告を行なっている⁽⁵²⁾。これら定宴の書状が伝わり、これによって、太良庄―京都の間の中世における位置関係を知り、輸送の規模がわかるのである。

とくに年貢の輸送については、定宴の書状によれば、山を越えて琵琶湖岸に出て、そこから湖上輸送をして大津に陸上げし、逢坂山をこえて京都へ運んだ。建武元年（一三三五）一二月、年貢運送中に湖上高島郡の打下浜（現在の国鉄湖西線近江高島駅近辺の湖岸）で大風にあい、年貢を失ったことを領家東寺に報告⁽⁵³⁾している。年貢輸送にあたったのは、綱丁（合定）という夫がおり、その補任状があるとともに、年貢の送進状に綱丁のための夫賃（綱丁給）が記載されている。なお、太良から京都東寺までの日数は、たとえば嘉元三年（一三〇五）の年貢減免申請⁽⁵⁴⁾の場合、八月一六日付の申状が八月二九日に京着、翌日の三〇日に供僧の評定にかかるという段取りであった。

（四）備中国新見庄⁽⁵⁵⁾の場合

もと最勝光院（建春門院御願所）の所領であったが、正中三年（一三二六）後醍醐天皇から同院々務職が東寺に寄進されたことにともない東寺領庄園となった。寄進当初より領家職は官務小槻家にあり、東寺は小槻家との相論を経て、観応二年（一三五二）東寺が京着年貢の七分の一を小槻家に渡す契約をして、以後、本家・領家職を併せて管領した。地頭職は後醍醐天皇が没収し、これも東寺へ寄進されたが、実際には現地の新見氏の手の中にあつたので、東寺が戦国期にいたるまで維持したのは領家職である。文書の伝存状況は、南北朝期の小槻家との相論文書⁽⁵⁶⁾と東寺領

となる以前、文永八年（一二七一）に下地中分が行なわれ、そのときの地頭方（西方）と領家方（東方）の在地構造を示す文書⁽⁵⁷⁾がある。

新見庄の年貢について、丁寧⁽⁵⁸⁾に文書が伝わっているのは、寛正二年（一四六一）現地からの訴えによって、それまでの守護細川氏の被官が免ぜられ、東寺直務支配となつてからである。寛正二年一月一日付の、最初に新見庄に下向した東寺の直務代官祐深・祐成が、庄の様子を京都へ報告した注進状⁽⁵⁹⁾は、中世庄園の現地の状況をなまなましく伝えた文書として、つとに研究者の間で有名な文書であるが、年貢については、

一 地下御年貢高頭 京都にて承及候には相違候間 帳面已上為御心得 粗注進申入候 兩人心の及ところ淵底を
つくし尋究候へ共 如此三職申入候事

とある。新見庄では、現地の所務をとりはかる三職（公文・追捕使・田所）がおり、東寺の直務支配は、この三職（庄官）と連絡をとりあうことにより進行していった。了藏という飛脚が往復し、新見庄からの三職の注進状が京都東寺へ運ばれたが、この新見庄関係文書における書状・注進状の伝来は、他の庄園にはみられない特色といえる。前述の祐深・祐成に次いで、直務代官となつた祐清は、寛正三年九月五日に新見庄に下着した。この日より、祐清が不慮の死をとげる寛正四年八月二五日までの間に、代官祐清が作成した新見庄年貢銭送進状が一五七通まとまつて、教王護国寺文書⁽⁶⁰⁾に伝わっている。新見庄から京都への年貢送進は、関係文書による限り年貢銭を為替に仕立てた割符^{さいふ}である⁽⁶¹⁾。割符を持った夫丸は、京都までこれを持参したが、ときには半割符の本主が摂津国にいたために、京着が遅れた。割符は一、二と勘定されたが、「一度に七・八まいり候わん」⁽⁶²⁾ことを東寺が現地に望んでいるところをみると、いっぽうでは割符の取扱いについて「煩敷候ける曲事候」⁽⁶³⁾といいながら、年貢銭の納入を一層催

促していたようである。

新見庄からは、漆・紙・蠟等が現物輸送された。これらの荷物は、新見から高梁川を船便で下り、この川が瀬戸内海へ注ぐ川口の連島つらしまにおいて集荷され⁽⁶³⁾、瀬戸内海を海上輸送された。弓削島の塩の輸送と同じ航路をとったものである。このときの船に、割符(年貢銭)を持った夫丸も乗船したと考えられる。それは割符の「裏付」(銭に替えること)をする銭主が、「あまが崎」あるいは「山崎ひろせ大もんし屋」⁽⁶⁴⁾など、淀川畔に居住していたことから推定するのである。

新見庄の現地の管理にあたっていた三職や東寺の直務代官が京都の領家東寺へ出した報告(注進状・書状)は、平均七日から一二日間をついやして京都に着いた。これは多くの場合、現地からの文書を受け取った東寺の方で、文書の端裏に「到来年月日」を記入しているので、飛脚が運ぶ日数を知ることができる。また、注進状や書状の本文中にも「去月廿八日御返事、当月八日下着候」、あるいは「去月廿一日注進、同晦日到来候」とあるので、これによって京都―新見間の所要日数を知ることができる。

(四) 大和国平野殿庄⁽⁶⁵⁾の場合

この庄園は、仁和寺菩提院行遍が宣陽門院に灌頂を授けたとき、その礼として女院から賜った。暦仁三年(一二三九)のことであった。行遍は、建長四年(一二五二)に、これを新補供僧の料所として東寺に寄せ、供僧中の領知にまかせた。のち正応四年(一二九二)に庄官(預所)の任免権を得、東寺側では「一平地異他所領」としていたが、興福寺々僧(強剛名主)⁽⁶⁶⁾等の抵抗もあり、東寺と現地との関係は問題山積であった。

この庄の年貢は、京進米(元亨四年には六石四斗六合)・京進の銭(同年六貫八八七文)であったが、ほかに他の

庄園にはみられない年貢として、菜・松茸・瓜・筆・餅・菓子・筆・せんこう（線香）があった⁶⁷。平野殿庄関係文書中に、庄官（預所）の補任状およびそれにたいする請文もあるが、鎌倉時代中期より丁寧のこっているのは、瓜・松茸等の年貢送進状である。これらの年貢は、すべて恒例年貢と記されているので、豊富は生物が平野殿庄の年貢の特色であった。運送の日数は、送進状の日付と、その端裏の翌日の日付とをみると、平野殿庄を出発した翌日に東寺へ納入されていたと考えられる。

松茸等の運送にあたったのは、惣追補使等の庄官であった。文永一〇年（一二七三）の送進状に、

壇供餅廿枚内ノ五枚ハ 惣追補使逃亡之間 不進候也⁶⁸

という「但書」がみとめられる。おそらく運送の途中、惣追補使が二〇枚の餅の内五枚を掠めて逃げたので、その分進上できなかったことを断っているのである。松茸は、この庄が東寺領となった当初より年貢にあげられ「平野殿例進松茸」⁶⁹といわれた。室町時代永享（一四二九～四一）頃の文書に松茸進上先を定め、その格納用の折箱を注文している文書がある。松茸進上員数注文・松茸進上折代并人夫代注文という文書⁷⁰であるが、これによると室町幕府の管領・奉行人らへの秋の贈物として東寺から進上されている。東寺が収納した年貢の行先が知られる場合である。

六 おわりに

「東寺百合文書」によって、年貢輸送の実態を探るといふ我々の作業は、まだはじまったばかりである。あまりにも文書の量が多く、かつ東寺領庄園が全国多方面にわたって所在しているため、各庄園の諸例を集約することは容易ではない。

しかし、本稿において報告したような方法すなわち各庄園の各々関係文書を悉皆あつめて、そこから年貢輸送に関する文書を抽出し、それらの文書を実際に年貢輸送のために働いたように並べて考察するのである。具体的には、庄官補任（補任状）―庄官の年貢納入の誓約（請文）―送進通知（年貢送進状）―領家の年貢収納（請取状）―領家内の年貢分配（支配状）―年毎の年貢収支決算（年貢算用状）のように文書を順序だててならべて、各文書の機能的相関関係を把握するという方法により、年貢輸送を実証しようというのである。

今日、いたるところで行なわれている歴史学に重点を置いた古文書整理の原則は、編年編成の古文書目録であり、編年配列の史料集である。そうした史料集取作業とも平行して、我々は地図のひろがりの上に、当時実際に働いた文書の軌跡を点ずることを行ない、「古文書と地図」の組み合せから、史料の密度を一層高めようとするものである。

「東寺百合文書」は、現在全文書のマイクロ撮影が完了し、誰でも、どんな方法でも京都府立総合資料館へ申込みさえすれば、実費で紙焼きが得られるようになっていゝ。

註

- (1) 東寺領庄園については竹内理三『寺領領荘園の研究』敵傍史学叢書、一九四二。網野善彦『中世東寺と東寺領荘園』東京大学出版会、一九七八がある。
- (2) 『東寺文書聚英』同朋舎、一九八五。
- (3) 赤松俊秀編『教王護国寺文書』一〇巻一冊（絵図編）平楽寺書店、一九六二―七一。
- (4) 京都府立総合資料館編『東寺百合文書目録』五巻、吉川弘文館、一九七五―七九、『大日本古文書家わけ東寺文書』七巻（い函～わ函）。

- (5) 京都府立総合資料館編『図録東寺百合文書』二一号に写真収録。
- (6) 『大日本古文書家わけ東寺文書』第一所収。
- (7) 「東寺百合文書」に關係文書の伝来する庄園、山城国池田庄・植松庄・梅津庄・上野(上桂)庄・久世上下庄・葛原新庄・久我庄・下三栖庄・芹川庄・竹田庄・西八条西庄・鳥羽庄・祝園庄・拜師(志)庄・真幡木庄・鷗原庄、大和国生馬庄・河原城庄・下鳥見庄・高殿庄・檜牧庄・平野殿庄・平瀬庄、摂津国榎坂郷・垂水庄・長谷庄、河内国大和田庄・新開庄・鞆呂岐庄、伊賀国平柿庄、伊勢国大國庄・川合庄、尾張国大成庄、三河国山中郷、遠江国初倉庄・原田庄・村櫛庄、常陸国信太庄、近江国甲良庄・河道庄・永吉保・南北速水庄・檜物庄・三村庄(嶋郷)、若狭国太良庄、越前国志比庄、加賀国東前保、丹波国大山庄・葛野庄・野口庄・宮田庄、丹後国吉田庄、播磨国矢野庄・坂越庄・菅生庄・平津庄、備前国福岡庄(吉井村)、備中国新見庄、備後国因島庄・三津庄、出雲国井尻保、安芸国後三条院新勅旨田・志芳庄・三田郷、周防国美和庄(兼行方)、紀伊国三上庄、阿波国大野庄、伊予国味酒郷・弓削島庄、土佐国安芸庄・筑前国植木庄、筑後国三潞庄、肥前国彼杵庄・松浦庄、肥後国神倉庄。なお散在所領として、東寺々辺水田五二箇所・洛中左京散在所領四五箇所・同右京散在所領二六箇所・紀伊郡散在所領五二箇所・乙訓郡散在所領二七箇所の文書がある。
- (8) 須磨千顯「山城国紀伊郡拜師荘史の一考察―畿内型荘園史の再検討のために―」歴史学研究二二七。
- (9) 『吹田市史』第五卷、一九七五は、垂水庄の史料集である。
- (10) 拙稿「大和国檜牧庄の相伝文書」古文書研究一二、一九七八。
- (11) 拙稿「公家訴訟における文書の機能論的考察」古文書研究一四、一九八〇。
- (12) 伊予国弓削島庄地頭領家相分差図、と函一五三号、京都府立総合資料館編『続図録東寺百合文書』七九号文書に写真収録。
- (13) 岡田智行「東寺五方について」年報中世史研究七、一九八二。
- (14) 中村 研「中世東寺の東寺境内款冬町について」、『京都社会史研究』所収、一九六九。
- (15) 毛利一憲「東寺修造略史」中央大学文学部紀要二一、一九七五。網野善彦 前掲書。
- (16) 拙稿「中世における東寺洛中散在所領の文書について」資料館紀要一一、一九八三。

- (17) 京都府立総合資料館編『図録東寺百合文書』一三二号文書(太良庄)。同『続図録東寺百合文書』一三四号文書(矢野庄)、一八二号文書(新見庄)に百姓申状が写真紹介されている。
- (18) 『図録東寺百合文書』九〇号文書に写真収録。
- (19) 『図録東寺百合文書』八七号文書に写真収録。
- (20) サ函三三九号 新見庄地頭方百姓谷内家差函。
- (21) 京都府立総合資料館昭和六〇年度東寺百合文書展図録『中世の寺院』(富田正弘編集)に、寺内各方の引付の種類について写真紹介している。
- (22) 佐藤進一「中世史料論」『岩波講座 日本歴史』二五所収、一九七六。
- (23) ヨ函一一号 伊予国弓削島庄公文・預上れん連署塩請取状案。
- (24) 書状の類は、伝達の機能を果せば用捨される文書であるので年号を入れない。しかし請取った側で備忘のために端裏に到来年月日を記入する例が多い。したがって発信の日と到来の日が、同一書状のうゑに観察され、それが伝達に要する日数となるのである。
- (25) 弓削島庄関係文書については、日本専売公社編集発行『日本塩業大系史料編』古代・中世、一九七四。愛媛県史編さん会編『愛媛県史資料編』古代・中世、一九八三がある。以上の二冊に弓削島庄関係の文書が悉皆収録されている。また、通史としては、山内 謙『弓削島荘の歴史』弓削町発行、一九八五がある。塩の輸送に関しては、新城常三「荘園年貢の海上輸送―東寺領伊予国弓削島庄―」日本歴史三四四、一九七七。近藤義郎・新田英治「鎌倉時代～室町時代における塩の流通」『日本塩業大系』原史・古代・中世稿』(通史)第二章、一九八〇がある。そして 網野善彦前掲書に「伊予国弓削島庄関係文書の伝来について」第二部第二章がある。
- (26) ヨ函九号 官宣言。
- (27) と函七号 東寺供僧契約状案。この文書は、『大日本古文書家わけ東寺文書』に、と函三〇号として翻刻紹介されている。
- (28) マ函一六号 伊予国弓削島庄雑掌栄実地頭代左衛門尉佐房連署和与状、この文書は、『続図録東寺百合文書』八〇号文書に写真紹介されている。

- (29) ほ函六六号 室町幕府管領細川勝元内書案。この文書は、『大日本古文書家わけ東寺文書』に、ほ函二号として翻刻紹介されている。
- (30) この文書は、全本文の漢字に、当時の読訓(よみがな)が付されている。
- (31) と函三六号 弓削庄問丸申詞。
- (32) 小林保夫「淀津の形成と展開」年報中世史研究九、一九八四。
- (33) な函五五号。
- (34) ル函二一号・エ函二二号 供僧方徳治二年秋季評定引付。
- (35) 新城常三 前掲論文。
- (36) シ函一二号 □誉書状。
- (37) 文安(一四四四)頃には、瀬戸内海航路の船として、たんに塩(年貢)を運ぶだけでなく、積荷は弓削島以外の所々の物もあり、廻船の役割をはたしていた船であると考えられる。『兵庫北関入船納帳』中央公論美術出版、一九八一。なお、入船帳に関するものとして、浩宮徳仁親王「兵庫北関入船納帳の一考察」交通史研究八、一九八二がある。
- (38) 播磨国矢野庄については、宮川 満「播磨国矢野庄」・「矢野庄関係文書目録」『荘園村落の構造』所収、一九五五。上島 有「鎌倉時代の播磨国矢野庄について」古文書研究七・八合併号、一九七五。網野善彦 前掲書第五章 がある。
- (39) 東寺文書御宸翰 御宇多上皇庄園敷地施入状。
- (40) こ函四五号 後宇多上皇院宣。この文書は、『続図録東寺百合文書』一一二号文書に写真紹介されている。
- (41) み函八号 矢野庄下地中分文書案。
- (42) ロ函四号 矢野庄例名西方斗代定帳。
- (43) 京函四四号 矢野庄例名内重藤名又三郎分斗代定下文。
- (44) ノ函九号 矢野庄西方供僧学衆両方斗代定目録 (42)(43)(44)の三通の文書は『続図録東寺百合文書』に一一九〜一二〇号文書として写真収録されている。
- (45) 矢野庄の算用状は、ヲ函に学衆方・れ函に供僧方の年貢算用状が集中伝来している。

- (46) 若狭国太良庄については、舟越康寿「東寺領若狭国太良庄の研究」経済史研究一八一・二、一九三七。黒田俊雄「若狭国太良庄」『太良庄関係文書目録』『荘園村落の構造』創元社、一九五五所収。網野善彦『中世荘園の様相』塙書房、一九六六、および同氏前掲書第Ⅱ部第四章がある。
- (47) イ函八号 官宣旨案。
- (48) ヒ函三七号 後醍醐天皇綸旨。
- (49) は函二号 若狭国太良庄実檢取帳目録案。
- (50) ツ函一二号 若狭国太良庄預所某糸綿送進状など。
- (51) ヌ函二号 太良庄預所定寔請文。この文書は『統図録東寺百合文書八六号文書』として写真収録している。
- (52) 『統図録東寺百合文書』八七号〜八九号に、定寔書状をまとめて写真紹介している。
- (53) エ函四九号 若狭国太良庄合定平内盛実起請文。
- (54) 『統図録東寺百合文書』九七号〜一〇一号に、嘉元三年（一二三〇五）の太良庄百姓等申状を五通写真紹介している。
- (55) 備中国新見庄については、瀬戸内海総合研究会編『備中国新見庄史料』国書刊行会、一九八一再刊があるが、これには「東寺百合文書」が京都府立総合資料館の調査・整理の過程で新出した文書が収録されていない。杉山 博『備中国新見庄の研究』『庄園解体過程の研究』所収、一九五九。
- (56) 教王護国寺蔵 東寺文書千字文・コ函八〇号、京都府立総合資料館蔵東寺文書丙号外一五号の官長者所出備中国新見庄文書。もとひとつながりの文書であったが、現在、三方にわかれて伝わっている。
- (57) ク函に伝わる土地台帳類であるが、これらは新出の文書である。『図録東寺百合文書』一四五号〜一五三号に、写真によってその一部を紹介している。
- (58) え函二八号 新見庄上使乗田祐深・乗観祐成速署注進状。この文書は『統図録東寺百合文書』一九〇号文書として写真紹介している。
- (59) 教王護国寺文書一七一四号 新見庄領家方所務注進状并年貢等納状集。
- (60) サ函一六〇・一六一号 東寺書下案。

- (61) 妙函七三号 東寺書下案。
- (62) サ函三七三三号 東寺書下案。
- (63) さ函一五四号 新見国経書状。
- (64) え函三三三三号 新見庄代官祐清書状。
- (65) 大和国平野殿庄については、永島福太郎「興福寺と東寺領」社会経済史学八一―九、一九三九。田村憲美「平野殿荘域の概観と村落の空間構成」歴史学研究五四七、一九八五
- (66) 網野善彦 前掲書第II部第一章。
- (67) ヨ函七六号 大和国平野殿庄文書。これには六通の年貢送進状が継がれている。
- (68) ヨ函七六号の六通目、大和国平野殿庄公事物送進状の但書（文書の奥にあり）。
- (69) ヨ函八一号 平野殿庄松茸送進状。
- (70) オ函一四三三号 松茸進上并心味入足等文書。

〔付記〕

本稿は、第二八回大会（於駒沢大学）において、足利健亮氏とともに共同報告をしたものですが、日頃、「東寺百合文書」をできるだけ多くの研究者に利用して頂きたいという願いをきき入れて、本稿のまとめに、あたたかい御理解を下さいました足利健亮氏と学会の皆様にお礼を申し上げます。